

医療施設は 屋内禁煙です！



改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例により、
受動喫煙による健康影響を未然に防止するため、

2019年7月から

医療施設は、屋内禁煙になりました。

※この施設は、敷地内禁煙です。屋内でも屋外でも、たばこを吸うことはできません。



健康ファースト大使 高橋尚子さん

新しいルールをみんなで守って
受動喫煙のない街を実現しましょう！